

- 当事務所で、『自認書』を代理作成することも可能です。
- 代理作成を依頼する場合は、
- 必ず、『委任状』下部のチェック欄をチェックして下さい。

普通車の車庫証明の場合は、『証明申請』を、
軽自動車の車庫証明の場合は、『届出』に○を付けて下さい。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である **土地・建物** は、私の所有であることに間違いありません。

曾根崎 警察署長 殿

平成 1 6 年 1 2 月 1 5 日

〒 5 5 5 - 0 0 0 0

住所 兵庫県神戸市中央区雲井通 丁目 番

申請者 フリガナ シンセイ イチロウ

氏名 申請 一郎 

電話 0 7 8 - 1 2 3 - 4 5 6 7

備考：1 保管場所証明申請の場合は**証明申請**に、保管場所届出の場合は**届出**に をつけてください。
2 **土地・建物**については、どちらか当てはまる方（両方当てはまる場合は両方）に をつけてください。

警察署欄は、空欄でもかまいません。